

平成 23 年度 島根県高齢者虐待対応現任者標準研修

主催：一般社団法人 島根県社会福祉士会

後援：島根県

島根県地域包括支援センター連絡会

研修のねらい

高齢者虐待防止法にもとづく虐待対応機関、協力機関現任者が、高齢者虐待対応にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。

1. 研修日程・会場

2011年12月9日（金）、12月10日（土）、12月17日（土）

会 場：12月9日10日 島根県民会館 多目的ホール 松江市殿町158

12月17日 くにびきメッセ601大会議室 松江市学園南1丁目2-1

2. テキスト

本研修では『養護者による高齢者虐待対応の手引き』（（社）日本社会福祉士会編集／2011年7月発行）を使用します。

3. 受講対象者

- (1) 地域包括支援センターの職員
- (2) 高齢者サービス等に関わる機関の職員
- (3) 市町村高齢者虐待対応担当者
- (4) 社会福祉士会会員

4. 定員：50名

5. 受講費：テキスト代込み

5,000円（テキストをお持ちの方は3,000円）

※ 社会福祉士会会員は3,000円（テキストをお持ちの方は1,000円）

6. 申込方法

別紙の申込書に必要事項を記入の上、11月10日までに郵送またはFAXにてお申し込みください。

島根県社会福祉士会 事務局

〒699-1621 島根県仁多郡仁多町上阿井424-1 あいサンホーム内

電話 0854 (56) 0081 FAX 0854 (56) 0083

【問合せ・申込み先】

一般社団法人 島根県社会福祉士会 事務局

〒699-1621 島根県仁多郡仁多町上阿井424-1 あいサンホーム内

TEL:0854-56-0081 FAX:0854-56-0083 E-mail:smnjacsw@okuizumo.ne.jp

2011年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 統一プログラム

	科目名		形式	内容
12月9日(金)	9:10～	受付		
	9:30～9:40	オリエンテーション (10分)		
	9:40～11:10	科目1 高齢者虐待防止法と市町村の責務 (90分)	講義	・虐待防止法の内容と法に定められている市町村の責務を理解する。
	11:10～11:20	休憩 (10分)		
	11:20～12:50	科目2 高齢者虐待対応と権利擁護 (90分)	講義	・虐待対応における権利擁護の視点を理解する。 ・虐待対応の基本的な流れを理解し、虐待対応ソーシャルワークモデルの視点とポイントを理解する。
	12:50～13:50	昼食 (60分)		
	13:50～14:50	科目3 初動期段階 (60分)	講義	・通報受理、事実確認や緊急性の判断等初動期の対応のポイントを理解する。
	14:50～15:00	休憩 (10分)		
	15:00～17:00	科目3 初動期段階 (120分)	演習	・「受付票」「共有協議票」「事実確認票」「アセスメント票」「コアメンバー会議録・計画書」を体感する。
12月10日(土)	9:30～10:30	科目4 対応段階 (60分)	講義	・虐待の背景・要因をアセスメントし、支援計画を策定するポイントを理解する。
	10:30～10:40	休憩 (10分)		
	10:40～12:40	科目4 対応段階 (120分)	演習	・「アセスメント票」「対応会議録・計画書」を体感する。
	12:40～13:40	昼食休憩 (60分)		
	13:40～14:40	科目5 評価と終結 (60分)	講義	・対応計画の評価と虐待対応機関としての支援の終結について理解する。
	14:40～14:50	休憩 (10分)		
	14:50～16:20	科目5 評価と終結 (90分)	演習	・「評価票」を体感する。
12月17日(土)	9:30～12:30	科目6 総合演習(初動体制) (休憩含 180分)	演習	・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	12:30～13:30	昼食 (60分)		
	13:30～16:30	科目6 総合演習(対応段階、評価) (休憩含 180分)	演習	・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する。
	16:30～16:40	事務連絡 (10分)		